

## 第23号議案

芦屋市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市建築審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市建築審査会条例の一部を改正する条例

芦屋市建築審査会条例（平成11年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「組織」の次に「，委員の任期」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第2条の2 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 委員は，任期が満了した場合においては，後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

第3条に次の1項を加える。

4 審査会は，必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴取するほか，資料の提出を求めることができる。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

芦屋市建築審査会条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い，建築審査会の委員の任期を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 委員の任期に関する事項を次のとおり定めることとする。(第2条の2関係)

ア 委員の任期は，2年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

イ 委員は，再任されることができる。

ウ 委員は，任期が満了した場合においては，後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成28年4月1日

建築基準法抜粋（平成28年4月1日施行）

（条例への委任）

第83条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

建築基準法施行規則抜粋（平成28年4月1日施行）

（委員の任期の基準）

第10条の15の7 法第83条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員の任期は、2年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- (2) 委員は、再任されることができること。
- (3) 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。